

## 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

# 評議員選任・解任委員会運営規程

### (目的)

第1条 この評議員選任・解任委員会運営規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

### (構成)

第3条 委員会は、外部委員3名、監事2名、事務局員1名の合計6名で構成する。

### (選任及び任期)

第4条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

### (解任)

第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### (報酬等)

第6条 委員会の委員の報酬は、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程を適用する。

### (招集)

第7条 委員会の招集は、理事会の決議に基づき、本会会長が行う。

### (招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、委員会を開催することができる。

### (議長の選任)

第9条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

- 2 前項の委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき委員長に事故があるときは、その都度委員の互選により議長を選任する。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第10条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選任規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第11条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と本会及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第12条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した委員の氏名
  - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 委員長は、議事録に記名押印する。
- 4 議事録は、委員会の日から10年間、本会の主たる事務所に備え置かなければならぬ。

(事務局)

第15条 委員会の庶務的事項は本会の事務局において行う。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。